占有基础方式 No.150









ライトライン

- ★令和6年度通常総会報告
- ★定額減税について
- ★アンコンシャス・バイアス (無意識の偏見) 研修会に参加して
- ★デジタル化の流れに乗るの?乗らないの?
- ★テイクオフ (Takeoff) サポート事業について
- ★商工会議所広報紙に

社労士検索システムの広告が載ります

- ★支部事業計画(12月まで)
- ★新入会員ご紹介
- ★事務局だより
- ★編集後記

栃木県 社会保険 労務士会 URL



発 行

栃木県社会保険労務士会 宇都宮市鶴田町3492-46 TEL 028 (647) 2028 (ホームページ) https://www.tochigi-sr.jp/ 発行人 田 邉 勇 輝

令和6年度通常総会報告

広報委員 小林 信幸



令和6年6月14日、宇都宮コンセーレにおいて通常総会が開催されました。

太田代総務委員長の司会により物故者への黙とうに引き続き開会され、田邉会長の挨拶、そして来賓(栃木労働局長 奥村英輝様、宇都宮西年金事務所所長 皆川直克様、全国社会保険労務士会連合会副会長 若林正清様)からの挨拶をいただきました。その後、出席会員の確認が行われ、本人出席67名、委任状出席209名、合計276名となり、会員総数392名の過半数を超えていたので総会は成立いたしました。続いて、議長団の選任に移り、石下正人会員、濱野達哉会員が選任されまし

た。議事録署名人には、近能明正会員、福田哲夫会員が指名され、書記には、小川章代会員、鈴木慎也会員

が任命されました。

- 第1号議案 令和5年度事業報告承認に関する件 原案通り可決承認されました。
- 第2号議案 令和5年度決算報告承認に関する件 原案通り可決承認されました。
- 第3号議案 令和6年度事業計画(案)承認に関する件 原案通り可決承認されました。
- 第4号議案 令和6年度収支予算(案)承認に関する件 原案通り可決承認されました。
- 第5号議案 会則改正(案)承認に関する件 原案通り可決承認されました。
- 第6号議案 全国社会保険労務士会連合会総会に出席する代議員 の選出に関する件

副会長及び専務理事が代議員として選出されました。

質問事項

- ・事務局長の設置について
- ・理事会議事録・総会議事録の閲覧請求について
- ・会員の処分公開について
- ・個人情報取扱規定・特定個人情報取扱規定・特定個人情報 等の適正な取扱いに関する基本方針について
- ・総務委員会の会議について
- ・ハラスメント防止規定について
- ・役員選出基準細則について
- ・役員報酬について
- ・会則改定案について









定額減税について

ご存じの通り本年6月から定額減税がスタートしました。給与計算を受託している先生にとっては対応に追われたのではないでしょうか。令和6年5月27日に「給与計算における定額減税の実務」(講師:税理士佐藤達也先生)とのテーマで県東支部研修会が開催されましたが、スタート直前の開催でもあり多数の会員の皆様が受講されました。出席した会員の方からは、使用している給与ソフトの定額減税に対応したバージョンアップが6月に入ってからになり、6月前半が支給日のケースで困ってしまう、等の声も聞こえてきました。

実務の中で定額減税に対応しての所感等を吉田哲也先生(県東支部)に執筆いただきました。

県東支部 吉田 哲也

令和6年度税制改正に伴い、定額減税が実施されることとなりました。具体的には令和6年6月支給分の給与から定額減税処理を行うもので、給与計算を受託している先生方はとても大変だったかと思います。私もその1人でしたので、当時感じたことについて述べさせていただきます。

まず、時期が悪い!と思った方も多いのではないでしょうか。年度更新・算定基礎届が重なるこの時期は 正直やめて欲しいと思いましたが仕方ありません。顧問先へ早めに周知するよう心掛けました。

次に税理士業務ではないのか?といったところです。個人的には税務に関わる部門のため税理士業務だと思いますが、給与計算業務の一環として捉えれば社労士が行わざるを得ないのではと考えます。ただし扶養人数のカウントについては社会保険上の扶養ではありませんので、税理士さんと連携して正確に把握、処理を行う必要があります。特に年末調整にも影響を与えることから、税理士さんと頻繁にやり取りをしました。

定額減税がテレビなどで周知されるに従い、昨年始まった「年収の壁・支援強化パッケージ」の時と同様に扶養についての問い合わせが増えました。「パートさん(妻)は夫の扶養に入っているから関係ないよね?」といった質問です。しかし妻が残業などにより一時的に給与が増額し、源泉所得税が発生した場合は、その税額について減税処理を行う必要があります。そして年末調整の段階で年収103万円以内であれば、どのみち源泉所得税はかかりませんが、もし103万円を超えた場合は夫が会社に提出する扶養控除等申告書において、妻の分を除いて申告します。その結果、夫の年末調整の還付額が減少または徴収となる流れです。この辺りは税理士業務であるため、我々社労士は直接関与しませんが覚えていた方が良いですね。毎月の月次減税事務よりも年調減税事務の方が大変であると良く聞きます。

次に問い合わせが多かったのが「調整給付金」です。期中である令和6年分の税額を、令和5年分の所得等をもとに推計して給付する仕組みですが、非常に分かりにくい!見慣れない通知文が自宅に届くため詐欺ではないか?と不安になる方もいましたね。

その他として「給付の方が良い」との声もありました。しかし私の予想ですが給付の場合ですと、その手続きのコストが掛かるのではないでしょうか。減税であれば我々のような実務担当者の負担だけで済みます。ここが問題といえば問題ですが、給与ソフトを使用し、扶養の登録が正しく行われてさえすれば、そんなに複雑ではありません。(もちろんソフト会社や市町村役場は相当な苦労がおありだと思います)

来年も同じ制度があるかは不明ですが、今回は良い経験として生かしていければと感じました。

アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見) 研修会に参加して

県南支部 竹村 美香

令和6年9月6日に栃木県教育会館で行われた県西支部研修会に参加いたしました。今回の研修会は2部制で行われ、第1部は日本年金機構宇都宮西年金事務所より「電子申請ご利用について」の説明があり、第2部では「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)の理解から、社労士が企業に提供できる価値とは何か?」ということで、奈良県会の社会保険労務士事務所キャリア・アヴニール代表の原祐加先生にご講義いただきました。

アンコンシャス・バイアスという言葉自体は聞いたことがありましたが、具体的な

意味は考えたこともなく、ましてや自分の中に無意識の偏見が存在するなんて自覚することもありませんでした。ただ私自身も2021年に国家資格キャリアコンサルタントの資格を取得したこともあり、こういった心理学的な観点から社会保険労務士が組織に対してできることは何なのかということで大変興味がわき、参加させていただきました。

は何なのかということで大変興味かわざ、参加させていたださました。 アンコンシャス・バイアスとは、自分自身が気付いていないものの 捉え方や思い込み、偏見・歪みのことであり、日常のいたるところで



起きているそうです。例えば、私もよく使ってしまう言葉ですが、「普通は〇〇だ」「たいがいは〇〇だ」という言葉もアンコンシャス・バイアスからくる言葉だそうです。そしてこのアンコンシャス・バイアスは職場での様々なトラブルの原因の一つになっているとのことでした。

お話の中で意外だったのは、令和4年度に実施された、アンコンシャス・バイアスに関する調査結果で、「職場では女性は男性のサポートにまわるべき。」「仕事より育児を優先する男性は仕事へのやる気が低い。」「営業職は男性の仕事だ。」「女性社員の昇格や管理職への登用のための教育・訓練は必要ない。」など、男性優位の考えを、若い男性社員ほど持ち合わせているという結果です。若い世代ほど、学校で男女平等やジェンダー教育を受けてきているだろうし、SNSなどでも多様な価値観に触れる機会も多いので、柔軟な考えを持っているのだろう、こういった固定概念にとらわれがちなのは、老舗企業のベテラン社員が多いのだろうと思っていたので、目からうろこでした。これもある意味、私の中の「アンコンシャス・バイアス」でした。

誰もが少なからず持っているアンコンシャス・バイアスにより、様々な弊害が職場では起こりがちではありますが、アンコンシャス・バイアスは実は、その人の育ってきた環境や個人の意識、大切にしてきたものの結果であり、大切な個人の価値観であるので、持つこと自体は問題ではなく、そのバイアスにより誤った判断をし、自分や他人に不当な結果や不利益を及ぼすことが問題となるそうです。アンコンシャス・バイアスをなくすのではなく、「何に対して持っているのか。」を一人一人が自覚をすることが大切であり、私たち社労士はアンコンシャス・バイアスの



理解と周知を顧問先に促し、そこから社長のバイアスを企業理念に落とし込み、言語化を図るといったサポートができるのではないかと感じました。

一見、社労士業務とは繋がらないようなテーマの研修は、私たちの中にある「社労士とはこうあるべき。こうでなければならない。」というアンコンシャス・バイアスを見直すきっかけになると思います。 今後もこういった研修会にできるだけ参加させていただき、自分の幅、社労士としての幅を広げていけたらと思います。

デジタル化の流れに乗るの?乗らないの?

10月/20中

デジタル推進委員 下田 明範

令和5年度より栃木県社会保険労務士会で理事を務めております下田明範と申します。加えてデジタル推進委員を拝命いたしましたので、今回この場を通じてデジタル推進委員としてどのような活動を行っていくのかをお伝えしたいと思います。因みに、私は今年50歳になり、バリバリの現役という感じではありませんが、今の潮流に全く乗らないのもどうかと思っている世代です。同じような悩みを抱える先生方の、業務の効率化やセキュリティ対策の向上に役立つ情報を提供できればと考えております。

《デジタル化について》

デジタル化についてどのようなイメージをお持ちですか?私が企業に入社したのは遡ること27年前、ちょうどその位から現場にPCが導入され、報告書をWordで作成するようになりました。余談ですが、当時の報告書は複写式で、なぜか二重線での訂正が認められていませんでした。報告書の途中で誤字があると最初から書き直させられましたので、Wordの出現は天祐そのものでした。さて、その時の50歳代の上司や先輩は、デジタル化が早いか定年が早いかで、あまり仕事の効率化のために新しい手法を取り入れるという雰囲気ではなかった覚えがあります。その後、日進月歩でデジタル化が進み、5年もしないで全員がPCを1台ずつ支給され、プレゼンテーション(Power Point)やら計画書(Excel)、案内状(Word)を自分で作成しなくてはならなくなりました。結局、デジタル化の流れを回避できたのは、定年間近の一部の先輩だけでした。その方々も、ご存命であれば今は90歳目前でしょうが、保険証の一体化などデジタル行政にお付き合いしなくてはならなくなっています。アナログをどこまで引っ張れるかは分かりませんが、可能ならハイブリッド、興味が持てることからデジタルを取り入れる工夫が年代を問わず求められています。

《自分のできるデジタルスキルを把握する》

私を例にデジタルスキルを考えてみます。

●Office の使用

上記の Word、Excel、PowerPoint に関しては、さわり程度には使えています。Access は使ったことがありません。Skype も使ったことがありませんが、コロナ禍以降 zoom を使うことが度々あります。それぞれネット上に載っているスキルをマネしながら、なんとか使えるレベルです。最近、理事会で導入されたサイボウズを自身の事務所にも導入してみました。まだまだフル活用というレベルではありませんが、将来的には業務の進捗管理などに活用していきたいと考えています。

●インターネットの設定

事務所にはひかり回線を引き込んでいますが、最近までひかり回線対応ルータでインターネット接続の設定が出来ることを知りませんでした。無線ルータの設定や子機の設定などネット環境を整えることは辛うじて出来ます。

● P Cの設定

新しい P C を購入した後に、立ち上げから設定まで一通り出来るつもりでいましたが、最近は One Drive の存在を疎ましく思っています。ファイルがどこかに行ってしまうと大抵 One Drive の中にいるので、とりあえず One Drive は停止させていますが、そのやり方が正しいのか分かりません。以前は、アカ

ウントの意味が分からず四苦八苦しました。今でも新しいPCの設定に他で使っているアカウントを入力すると設定が引き継がれてしまい良く分からなくなっています。

●クラウドの設定

基本的にはデータの保管はクラウドを使用しています。以前は Drop box のみでしたが、今は事業所ごとに Google Drive と使い分けています。事務所内で共有できるメリットがありますが、勝手に書き換えられるリスクがあることを認識しながら使用しています。今のところ書き換えリスクに対する有効な対策は採れていませんが、近いうちに一定間隔でハードディスクに保存できるように設定したいと考えていますが、その設定は業者にお願いしようと思っています。

●電子申請

最近、オフィスステーションという社労士ソフトを導入しました。これを選んだのは、従業員が今まで使っていたからという単純な理由です。本当は、色々試して検討してみたかったのですが、それは今後の課題にしたいと思っています。取り敢えず、自分自身でも2回ほど電子申請に使ってみましたが、便利ですね。返戻されても入力し直して提出するだけなので、ハードルも高くないと感じました。

さて、私は自身のデジタルスキルを上記のように把握していますが、皆さんは如何でしょうか? 私の場合、一度に色々なことを学んだのではなく、困難な状況があったり、業務を効率化しようとしたりして、しぶしぶマニュアルを読んだり、インターネットを検索したりしてスキルを獲得してきました。デジタル化を完全に人任せにしてしまうと、いざというときに対処できなくなってしまい、最悪なケースとしてはデジタルのために廃業しなくてはならないという危険性まであります。

事業所内でデジタル化を推進する上で注意しなくてはならない点は、自分または従業員のだれがどこまでデジタル化の中身を理解しているのかを把握し、どこから業者にお願いするべきなのか理解しておくことです。そうでないと、高いお金を払って、全く効率的ではないシステムが出来上がります。しかもPCは前触れもなくトラブルを起こしますが、これに対して迅速に対処することが出来ません。アナログのままの方が都合良かったとならないようにしたいものです。

《デジタル推進委員としての活動》

まず、デジタル推進委員は、デジタル "化" 推進委員ではないそうです。おそらくですが、デジタル "化" とすると、デジタルのシステムを構築するという狭義に捉えられてしまうからだと思います。 "デジタル" というものを、社会全体として推進したい国の目論見に歩調を合わせるための取り組みだと思ってください。故に、デジタル推進本部からデジタル推進委員に課せられたタスクは下記の通りです。

- 1,電子申請の利便性向上に資する意見をまとめ、連合会に提供すること
- 2. SRPⅡ認証制度の普及促進を行うこと
- 3, IT-BCP (情報システム運用継続計画)を含む情報セキュリティに関する研修会を計画し、実施 すること
- 4,マイナ保険証の適正運用に協力するために会員に周知すること

このうちSRPⅡ認証制度を取得されている事務所・法人は、令和6年8月現在 栃木県で21か所となっています。 ※参考 群馬県27か所 茨城県19か所

件数を競う競技ではありませんが、情報セキュリティの重要性を発信することで、本年度中に30か所、 来年度末には40か所の事業所・法人で認証が行われるように活動してまいりますので、ご協力のほど宜し くお願いします。

テイクオフ (Takeoff) サポート事業について

総務委員長 太田代 徹

栃木県社会保険労務士会は、新しく開業した会員が事業主として独り立ちできるよう、新入会員等育成研修プログラムを立ち上げました。名称は、開業を航空機のフライトにたとえ「テイクオフサポート事業」としました。テイクオフサポート事業は、「研修&ディスカッション」と「世話役からのフォロー」からなります。

(1) 「研修&ディスカッション」

年4回実施で、日程は ①8月9日 ②10月11日 ③2月14日 ④4月11日 研修テーマは、①営業の 仕方、顧客獲得の方法 ②事務所の経営 が中心となりますが、内容は詳細に渡ります。

(詳細内容の一部は下記のとおりです)

テーマ①:顧客をどのように増やしたか

- ●先輩社労士から学ぶ
 - ・先輩社労士の開業体験談
 - ・何年でどうなったか知りたい。
- ●こんな時はどうしたらいい?
 - ・顧客と何の話をしているの?
 - ・どのように経験を積めばいいか?

テーマ②:社労士事務所の業務

- ●社労士事務所の経営
 - ・事務所 or 自宅・社員雇用・車、服装、OA 機器、書籍 確定申告、インボイス
- ●社労士事務所の業務
 - ・定型業務・顧問契約・スポット契約
 - ・料金設定・業務ソフト・電子申請・助成金
 - ・給与計算、勤怠管理・障害年金
 - ・労務コンサル・就業規則、各種規程の作成
 - ・行政調査立ち会い・労使紛争未然防

テーマ③:営業の方法

●顧客獲得の方法

営業・HP、SNS・他士業、社労士からの紹介・ 社労士事務所への就職

行政協力・商工会議所等経済団体

顧問先からの紹介

●社労士専門業務の特化

(得意分野を持った方が良いか?)

守備範囲が広い・運輸業に強い・介護事業所 に強い・助成金に強い・障害年金に強い・DX に強い等

- ●社労士事務所としての情報入手
- ・勉強会・インターネット・AI、Youtubeの利用 揃えておきたい書籍・雑誌、新聞・社 労士同志のコンタクト・相談相手、メンター・相談会の参加

(第1回目・第2回目の内容です)

(2) 「世話役からのフォロー」

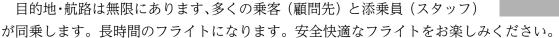
会員から世話役を募り、新入会員の質問、疑問、悩み事等に対応していただきます。 世話役には、大橋恭子、坂部雅人、下田明範、草村健一朗、髙橋克佳(各先生)が参加していただきました。 (ありがとうございます。大変感謝しております。)

Chat work 等を利用して、既に様々な質問について世話役から回答・アドバイスが寄せられており、新入会員は心強く思っています。

それでは、テイクオフをサポートします。

●安全な航路・空港・整備施設は確保されています (独占業務・栃木県社会保険労務士会)

- ●機体は国から安全認証されています (社会保険労務士資格)
- ●テイクオフにあたりアドバイスが3点あります
 - ①燃料は十分ですか (やる気・明るく前向きな気力)
 - ②機体の整備を怠らないように(情報のアップデート・倫理)
 - ③離陸時の乱気流に備えてシートベルトを着用してください (開業当初の生活費の確保)





商工会議所広報紙に 社労士検索システムの広告が載ります

広報活動の一環として、県内商工会議所が発行する広報紙に社労士検索システムへ誘うQRコード付きの広告を掲載することになりました。まずは手始めに足利商工会議所会報「友愛」10月号(10月20日発行)に以下の形で掲載予定です。これを皮切りに他の商工会議所の広報紙へも掲載していきます。会員の皆様の顧客獲得の一助になれば幸いです。

企業における採用〜退職まで 労働、社会保険に関する諸手続、 労働相談、年金の相談など 問題解決は私たちにお任せください

お近くの社労士が探せます



历个宗任云体陕分榜工云 TEL.028-647-2028

社労士検索システム▶



8......

支部事業計画(12月まで)

Barrer Ba

県西支部

第2回県西支部研修会

日 時:令和6年12月5日(木) 午後

場 所:教育会館 中会議室 (集合研修による)

テーマ:「介護事業所における処遇改善加算」(仮題)

講 師:阿部知佳氏(東京会)

県東支部

第2回県東支部研修会

日 時:令和6年10月31日(木) 午後2:00~4:45

場 所:とちぎ産業交流センター 第2第3会議室

内 容:歴史的な賃上げと人手不足で加速する「人事制度構築ニーズ」への具体的対応

~社労士が進める中小企業への人事制度構築の提案と実務~

講師:社会保険労務士法人名南経営代表社員 大津章敬氏(愛知会)

県南支部

第1回県南支部研修会

日 時:令和6年12月13日(金) 午後1:00~5:00

場 所:栃木商工会議所 大ホール

第1部 ① 「キャリアアップ助成金について(具体的、実践的な解説)」

講師:県南支部会員(予定)

②「キャリアアップ助成金の事例紹介(受理されないケース等)| 歴史的な賃上げ

講師:須藤忠良会員(県南支部)

第2部 「会員間での座談会 |

*尚、県西支部交流会…10月1日、「LRTに乗って、カルビー工場を見学に行こう」及び県東支部交流会…9月27日、「防災体験及び応急手当訓練等、懇親交流会」は本紙発行日の関係で予定を載せられませんでした。 次号で実施報告を掲載いたします。また、県南支部交流会「栃木最古の酒造会社の見学、及び支部会員同士で自由に話し合う交流会」は開催日が未定でしたので掲載できませんでした。

メール会員移行について

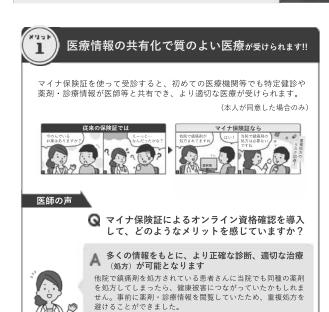
令和6年7月11日理事会において、令和7年6月30日をもって、会員への通知は原則メールにて行うことを決議しました。つきましては、会報149号でお知らせしたとおり、メール会員移行へのご協力をお願い申し上げます。詳細は、事務局までご連絡ください。

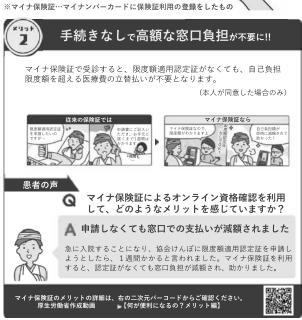
健康保険証は2024年12月2日に廃止

医療機関の受診はマイナ保険証で

今から使おう!マイナ保険証 なにが変わったの?







全国健康保険協会 栃木支部

< お問い合わせ先> 全国健康保険協会 栃木支部

フリーランスとの取引に関する新しい法律が施行されます

~令和6年11月1日フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行~

近年、配送やデザイン制作など多様な業種で、フリーランスとして働く方が増えています。一方、フリーランスは「個人」、つまり 従業員を雇用せず一人で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすくなります。 そのため、「報酬が支払われない」「一方的に仕事内容を変更される」「ハラスメントを受けた」等のトラブルの増加が問題となっています。

このような状況を改善し、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事できる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」が令和5年5月12日に公布されました。

この法律は、以下を目的としています。

- ①フリーランスの方々と企業等の発注事業者との間の取引の適正化
- ②フリーランスの方々の就業環境の整備

具体的には、発注事業者に対して、①の観点から、仕事を発注した際の取引条件の明示や成果物の受領から原則60日以内での報酬の支払いを義務付けるとともに、受領拒否や報酬減額等を禁止事項とするほか、

②の観点から、育児介護等との両立への配慮やハラスメント対策のための相談 体制の整備などを義務付けることとしています。

この法律は、令和6年11月1日から施行されます。法律の概要や最新の情報など、詳しくは栃木労働局ウェブサイトをご覧ください。

栃木労働局ウェブサイト (QR コード*合*))



【問い合わせ先】

栃木労働局 雇用環境・均等室 (☎028-633-2795)